

## 宗像市リカレント教育支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、結婚、出産、育児、介護等のため離職し、又は非正規雇用で働いている者のうち、就労又は起業（以下「就労等」という。）のために必要な資格又は免許（以下「資格等」という。）を取得するものに対し、当該資格等の取得に要した費用の一部を予算の範囲内で補助する宗像市リカレント教育支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別に定める本市が主催する就労等のためのセミナー又はこれに類するセミナーで市長が認めたもの（以下これらを「セミナー」という。）を受講後、セミナー受講年度の翌年度3月までに資格等を取得し、就労等を目指す者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金の申請日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、現に居住しているものであること。
- (2) 次条に規定する補助金の交付の対象となる資格等（以下「補助対象資格」という。）を取得していること。
- (3) 補助対象資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）において労働基準法（昭和22年法律第49号）第10条に規定する使用者又は個人事業主でないこと。
- (4) 資格取得日において離職中の者、非正規で雇用されている者その他これらに類する者として市長が認めるものであること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍している者（非正規で雇用されている者であって通信制、夜間制又は定時制の学校に在籍しているものその他これに類する者として市長が認めるものを除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (補助対象資格)

第3条 補助対象資格は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了して取得することができる資格等その他これらに類するものとして市長が認める資格等とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象資

格の取得に要する経費（複数の補助対象資格を取得した場合にあっては、いずれか1つの補助対象資格の取得に要する経費とする）のうち、次に掲げるものとする。ただし、補助対象者が補助対象資格の取得に当たり、雇用保険法第10条第5項の教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の給付を受けている場合にあっては、第1号に掲げる経費については、補助対象経費から除くものとし、教育訓練給付金以外の他の補助金（以下「他の補助金」という。）の交付を受けている場合にあっては、補助対象経費の総額から当該補助金の額を控除するものとする。

- (1) 補助対象資格を取得するための講座等の受講料並びに教育施設への入学金及び授業料
- (2) 資格試験等の受験料
- (3) 教材費
- (4) 登録料及び登録免許税
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める費用  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、試験への合格を要する補助対象資格にあっては当該試験に合格した日、試験への合格を要しない補助対象資格にあっては講習等の修了認定等を受けた年度の3月31日までに、宗像市リカレント教育支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象資格を取得したことを証する書類の写し
- (2) 補助対象経費の額を確認できる書類の写し
- (3) 教育訓練給付金の交付を受けたことを確認できる書類の写し（補助対象資格の取得に当たり、教育訓練給付金の交付を受けた場合に限る。）
- (4) 第4条ただし書に規定する他の補助金の交付を受けたことを確認できる書類の写し（補助対象資格の取得に当たり、他の補助金の交付を受けた場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、提出された書類の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するとともに、交付を決定した場合にあっては、その額を確定するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ

る。

(補助金の返還)

第9条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年11月1日から適用する。